

## 足利市特定空家等解体費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、管理不全な空家等の解消及び跡地活用を促進するため、市内に存する特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に係る解体及び除却に要する費用の一部を補助するため、足利市特定空家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、足利市補助金等交付規則（平成19年足利市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### (補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる特定空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、市内に存する特定空家等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第14条第2項の勧告の対象となった空家等でないこと。
- (2) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (3) 故意に破損させたものでないこと。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと（所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利者から解体について同意を得られているものは除く）。
- (5) 市長が特定空家等であると認定したものであること。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の解体を実施しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又は相続人その他解体及び除却に関し権限を有すると市長が認める者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しない者であること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家等の解体及び除却に係る工事であって、市内業者に請け負わせるものとする。

2 前項の市内業者は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた建設業者

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた解体工事業者(ただし、補助対象者との工事請負契約額が500万円未満のものに限る。)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 他の制度による補助金又は補償金の交付を受け、又は受けようとする工事

(2) 補助対象空家等の一部のみを解体する工事

(3) その他市長が補助の対象とすることが不相当であると判断した工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度として、これを予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足利市特定空家等解体費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図及び着工前の写真

(2) 補助対象工事に係る見積書の写し

(3) 第4条第1号に該当する者であることを証する書類

(4) 本人確認書類の写し

(5) 誓約書(別記様式第2号)

(6) 特定空家等該当通知書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類

等を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、その結果を足利市特定空家等解体費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、補助金を交付しないことに決定したときは、足利市特定空家等解体費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更するときは、速やかに足利市特定空家等解体費補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に変更する内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を足利市特定空家等解体費補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 申請者及び交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、足利市特定空家等解体費補助金交付申請取下届（別記様式第7号）により申請の取下げをすることができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき
- (2) その他市長が必要と認めるとき

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、足利市特定空家等解体費補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (2) 補助対象工事の完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を交付決定額の範囲内で確定し、足利市特定空家等解体費補助金確定通知書（別記様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

2 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、足利市特定空家等解体費補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定者の責務)

第17条 交付決定者は、補助対象空家等を解体し、及び除却した敷地を適正に管理するものとする。

(細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

足利市特定空家等解体費補助金交付申請書

足利市特定空家等解体費補助金について、足利市特定空家等解体費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

記

特定空家等の所在地	
特定空家等の所有者	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
添付書類	(1) 位置図及び着工前の写真 (2) 補助対象工事に係る見積書の写し (3) 補助対象者であることを証する書類 (4) 本人確認書類の写し (5) 誓約書 (6) 特定空家等該当通知書の写し (7) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第8条関係）

足利市特定空家等解体費補助金交付申請における誓約書

年 月 日

足利市長 宛て

私は、足利市特定空家等解体費補助金の交付申請に当たり、下記のことを誓約します。

記

- 1 私は、次の全部の事項に該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
  - (4) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
  - (5) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - (6) 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
  - (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
  - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- 2 足利市特定空家等解体費補助金を使って特定空家等を解体及び除却した敷地を適正に管理します。また跡地活用についても検討します。
- 3 特定空家等の所有者等やその近隣住民、解体工事業者等その他関係者間における解体及び除却に関しての争いについては、当事者間で解決し、市には一切迷惑をかけません。
- 4 市税に未納がないことを確認するため、納付状況を照会することに同意します。

住 所

氏 名

別記様式第3号（第9条関係）

足利市指令都建指第 号  
年 月 日

様

足利市長 

足利市特定空家等解体費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった足利市特定空家等解体費補助金について、下記のとおり交付決定したので、足利市特定空家等解体費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、通知します。

記

特定空家等の所在地	
特定空家等の所有者	
交付決定額	円
交付条件	足利市特定空家等解体費補助金交付要綱及び足利市特定空家等解体費補助金交付申請における誓約書を遵守すること。

別記様式第4号（第9条関係）

足利市指令都建指第 号  
年 月 日

様

足利市長 

足利市特定空家等解体費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった足利市特定空家等解体費補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、足利市特定空家等解体費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

特定空家等の所在地	
特定空家等の所有者	
不交付の理由	

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

足利市特定空家等解体費補助金変更交付申請書

年 月 日付け足利市指令都建指第 号で交付決定を受けた  
足利市特定空家等解体費補助金について、足利市特定空家等解体費補助金交付要  
綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更交付申請します。

記

特定空家等の所在地	
交 付 決 定 額	円
変更後補助対象経費	円
変更後補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	
添 付 書 類	

別記様式第6号（第10条関係）

足利市指令都建指第 号  
年 月 日

様

足利市長 

足利市特定空家等解体費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった足利市特定空家等解体費補助金の  
変更について、下記のとおり交付決定したので、足利市特定空家等解体費補助金交  
付要綱第10条第2項の規定に基づき、通知します。

記

特定空家等の所在地	
交付決定額	円
変更の内容	
変更年月日	
交付条件	足利市特定空家等解体費補助金交付要綱及び足利市特定空家等解体費補助金交付申請における誓約書を遵守すること。

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

足利市特定空家等解体費補助金交付申請取下届

足利市特定空家等解体費補助金について、足利市特定空家等解体費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

特定空家等の所在地	
特定空家等の所有者	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
添付書類	

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

足利市特定空家等解体費補助金実績報告書

年 月 日付け足利市指令都建指第 号で交付決定を受けた  
足利市特定空家等解体費補助金について、足利市特定空家等解体費補助金交付要  
綱第12条の規定に基づき、下記のとおり実績報告します。

記

特定空家等の所在地	
特定空家等の所有者	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円（1,000円未満切捨て）
工事完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 補助対象工事に係る領収書の写し (2) 補助対象工事後の写真 (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第9号（第13条関係）

足利市指令都建指第 号  
年 月 日

様

足利市長



足利市特定空家等解体費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった足利市特定空家等解体費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、足利市特定空家等解体費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、通知します。

記

特定空家等の所在地	
特定空家等の所有者	
補助金の確定額	円

別記様式第10号（第14条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

請求者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

足利市特定空家等解体費補助金交付請求書

年 月 日付け足利市指令都建指第 号で補助金の額の確定  
を受けた足利市特定空家等解体費補助金について、足利市特定空家等解体費補助  
金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額							
---------	--	--	--	--	--	--	--